

計画修繕のための調査を応援します

マンション計画修繕調査支援制度

分譲住宅の管理組合や賃貸住宅（社宅や社員寮は対象になりません。）の経営者が大規模な修繕に計画的に対応するため、修繕の場所や時期・工事内容・所要金額等の調査を行なったとき、その費用の一部を助成します。

☆ 対象となる住宅

区内の建築後7年以上経過した耐火建築物のマンション（分譲住宅及び賃貸住宅）

☆ 助成対象項目

修繕計画を作成するために必要な分譲住宅の共用部分または賃貸住宅の賃貸部分の調査のうち、次の項目についての調査費です。

- (1) 屋上または屋根、バルコニー、外部廊下などの防水に関する調査
- (2) 外壁、内壁、天井、床などの壁面に関する調査
- (3) 手すり、扉、階段、配管などの鉄製品に関する調査（電気、ガス、通信、エレベーター等の設備を含みます。）
- (4) 給水管及び排水管に関する調査（高架水槽、受水槽等を含みます。）

☆ 申込資格

※ 10年以内に調査費の助成を受けていないこと。

- (1) 分譲住宅の管理組合
 - ① 管理組合が適正に運営されていると認められること
 - ② 調査の実施について、管理組合の総会で決議されていること
- (2) 賃貸住宅の経営者
 - ① 管理が適正に行なわれていると認められること
 - ② 住民税または法人税を滞納していないこと

☆ 申込に必要な書類

- (1) 分譲住宅の管理組合
 - ① 申請書
 - ② 調査費用の見積書の写
 - ③ 管理組合の予算書及び決算書の写
 - ④ 調査実施の総会決議書の写
 - ⑤ 管理規約の写
- (2) 賃貸住宅の経営者
 - ① 申請書
 - ② 調査費用の見積書の写
 - ③ 住民税または法人税納税証明書

☆ 申込期限

調査を実施する1ヶ月前までに申請してください。申請は窓口にてお願いします。

☆ 助成金額

助成対象項目についての調査費用の3分の1の額(千円未満の端数を切捨てます。)を助成します。ただし、その額が下表の助成限度額を超えるときは、助成限度額となります。

戸数規模	助成限度額	戸数規模	助成限度額
60戸以下	219,000円	201戸～300戸	520,000円
61～90戸	282,000円	301戸～400戸	624,000円
91～120戸	287,000円	401戸～500戸	709,000円
121～200戸	388,000円	501戸以上	793,000円

※ 調査費用には消費税額を含みます。

☆ 申込から助成金の支払まで

申込⇒助成決定⇒調査実施⇒完了報告・助成金請求⇒交付決定⇒支払

- (1) 調査は、調査項目に関する専門知識を持つ業者に委託し、調査結果、修繕の方法、所要金額等についての報告を受け、修繕計画策定に活用してください。
- (2) 完了報告には、次の書類を提出してください。
 - ① 完了報告書(助成決定の際に送付します。)
 - ② 調査報告書(調査業者が作成したもの)の写
 - ③ 調査業者からの調査費の請求書及び領収書の写
 - ④ 調査費を支払ったことが証明できる預金通帳等の写

☆ 関連制度

※ マンション共用部分リフォーム支援制度

分譲マンションの管理組合が、**住宅金融支援機構の融資**を受けて共用部分の修繕工事等を行ったときに、債務保証料の一部を助成する制度です。詳細は下記担当までお問い合わせ下さい。

【担当】

都市整備部 住宅課 住宅指導係 電話 03-3647-9473

〒135-8383 江東区東陽4-11-28 江東区役所5階1番窓口